

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急提言

令和2年3月10日

全国市長会

全国町村会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

国は、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、翌26日、内閣総理大臣から全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期または規模縮小等の対応を要請するとの表明がなされた。さらに、27日には、「全国の小中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針」が示された。

これらの国の方針を受けて、住民と最も近い我々市町村においては、教育現場はもちろん、子どもを持つ家庭をはじめ、医療・介護等の現場における様々な課題に対応すべく、全力で取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染者の確認が相次ぎ、また、相談者が増加する中、帰国者・接触者相談センターをはじめとする外来担当の従事者の不足、医療・介護機関従事者の職場離脱、保育所や児童預かり施設の要員不足、マスク等の必要な資材等の不足、風評被害、流言飛語による日用品買占めなど、喫緊の課題が発生している。

また、国内外の観光客の減少、文化・スポーツ等のイベントの中止によって、観光業、イベント業、飲食業等、地域経済にも重大な影響が生まれ、住民の不安は増大している。

国においては、市町村においてこの難局に処するため極めて多様な取組を行っていることを踏まえ、その実態を詳細に調査したうえで、下記のとおり適切かつ弾力的な支援を講じることを強く求める。

特に、今回の市町村における様々な取組は、国からの要請に基づいて行われていることを踏まえ、それに要する経費については、国において万全な財政措置を講じていただきたい。

記

1. 国と地方の緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、「取組の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進める」としていることを踏まえ、関係各府省庁・都道府県・市町村等で緊密に情報共有を行い、万全の対策を講じること。

2. 物資不足への対応について

(1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給体制を強化するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し市町村に供給すること。

市町村の必要物資調達に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって不足する物資については、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等により適切に対応すること。

3. 小・中学校等の一斉休業への対応について

(1) 放課後児童クラブ等の運営に対する支援

- 1) 公設・民営の放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業に従事する支援員等の配置に要する経費、市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、受入れ体制を整備するための経費、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。
- 2) 受入れ人数が増加することにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが懸念されるため、学校施設の柔軟な利活用をはじめ、子どもたちの濃厚接触を回避するための有効な対応策を講じ、周知すること。
- 3) 休校が長期に及ばざるを得ない現状を踏まえ、新たな教材の配布など、学力低下対応や子どもの過ごし方対策のために実施される事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
- 4) 長時間の預かりによる児童のストレスを緩和するために、市町村が行う様々な取組について、財政措置を講じること。
- 5) 小・中学校等の休業中に放課後児童クラブ等において生じた事故については、学校の管理下とみなして、日本スポーツ振興センターの給付金の対象とすること。

(2) 保育所等の人員基準の緩和について

- 1) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」(令和2年2月25日付厚生労働省子ども家庭局保険課事務連絡)については、具体的な取扱基準や適用期限を明確にすること。

また、基準の緩和により事故等が発生した場合の責任の所在等を明確にすること。

- 2) 国の要請に基づく小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ保育士等が働けなくなることで、人員が不足する保育所等が発生している。これに伴い、市町村が子どもの安全を確保するため、保護者に対して登園の自粛要請等を行った場合、施設の運営費の補填や保護者の保育料等の減免によって生じる経費については、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等の休業に対する補償等

新型コロナウイルス感染症の発生により保育所等が休業となった場合における幼児の受入れ先確保について、特段の配慮をすること。

また、保育所等の休業補償に対する財政措置を拡充すること。

(4) 学校給食について

給食のキャンセルに伴う調理員等に対する休業補償、食材納入事業者等に対する補填、保護者に対する返金対応に係る経費等については、十分な財政措置を講じること。

- (5) 要保護・準要保護世帯に対する給食に代わる食事提供等に係る経費についても、国の財政措置を講じること。

(6) 修学旅行の延期・中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により小・中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、十分な財政措置を講じること。

4. 医療・介護サービス提供体制の確保等について

- (1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給の強化策を講じること。
また、医療機関や介護施設等が感染予防衣や検温体制の整備等、感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。
さらに、市町村の感染拡大予防に資する物資調達に要する経費に対して、財政措置を講じること。
- (2) 公立・公的医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加に対応するため、一般病床を感染症病床として転用する際に、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
これに伴う診療報酬等の減収により、病院経営や自治体の財政に影響が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
さらに、感染患者の受入れによる風評被害等によって、病院経営に影響が生じた場合についても、十分な財政措置を講じること。
- (3) 院内感染が発生した場合、病院機能が著しく低下することが予想されるため、公的・民間施設を問わず、必要な対応策や支援策を講じること。
- (4) 中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な市町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を講じること。
- (5) 小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ医療従事者が十分な勤務を行えなくなることによる病院機能の低下に対しては、必要な支援策を講じること。
- (6) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他）により、介護サービス事業所において、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減算を行わない等の柔軟な対応が可能となったことは評価するが、そのことに伴うサービスの質の低下が生じないよう、対応策を検討すること。
- (7) 国民健康保険制度において、感染または感染が疑われる被用者に対し市町村が傷病手当金を支給する場合について、十分な財政措置を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について、検査を希望する患者が殺到し、医療機関に混乱が生じないよう、適切な受診・検査体制の構築・周知を図ること。

5. 地域経済対策について

(1) 民間事業者等への支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大により我が国の経済活動には、あらゆる分野でこれまでにないほどの重大な影響が発生している。観光業、飲食業、旅客業等の事業者に対して、既存の融資制度等をより使いやすいものにするるとともに、現在対象となっていない農業従事者等をはじめ損失が想定される地域の中小事業者（いわゆるフリーランス等のひとり事業者を含む）も対象とするなど、更なる財政支援を講じること。

また、地域の実情に応じて市町村が独自に実施する融資制度等についても、国によ

る財政支援を行うこと。

(2) 公共事業の工期延長等について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付国地契第44号他)等により、公共事業の工期の延長等が必要となった場合に生じる市町村等の財政負担については、十分な財政措置を講じること。

(3) 雇用調整助成金等について

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の給付に当たっては、市町村に過度の事務負担が発生しないよう十分に配慮すること。

また、雇用調整助成金等については、様々な事業や就業形態等に柔軟に対応するとともに、利用者の不安を払拭するよう明確でわかりやすい制度とすること。

6. その他

(1) 情報提供について

国は、今般の新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を、国民や事業者に対して分かりやすくかつ迅速に提供するとともに、市町村によるコールセンター設置やメディア等を活用した住民への丁寧な説明が行えるよう支援すること。

また、トイレトペーパーの買いだめ騒動のような過剰反応を抑制し、国民それぞれが、冷静かつ適切に新型コロナウイルス感染症対策に協力できるよう市町村へ速やかに情報提供すること。

(2) 公共施設の閉館やイベントの自粛等について

公共施設の休止やイベントのキャンセル等によって、指定管理者の事業収入の減少や非常勤職員の賃金の補填、返金対応等が発生した場合、これに伴う市町村の負担について、財政措置を講じること。

(3) 外国人技能実習生への対応について

外国人技能実習生が、滞在期限が迫る中、新型コロナウイルス感染症対策により試験が延期された場合に帰国せざるを得なくなる等の不利益を被ることがないように措置を講じること。

以上、本日現在の緊急提言である。我々基礎自治体は、国と協力して、住民の命と健康を確保するため、必要な対応に全力で取り組む決意である。今後、新たな課題が生じた場合には、改めて提言させていただくこととしたい。

令和2年3月10日

全国市長会 会長 立 谷 秀 清

全国町村会 会長 荒 木 泰 臣

